



サービスの利用を お考えの方へ

これらの高齢者福祉サービスを利用するには、町へ申請又は申し込みが必要になります。申請用紙等は保健センターや大磯町地域包括支援センターに備えてあるほか町ホームページからもダウンロードすることができます。

◎問い合わせ 子育て介護課 ☎内線314

紙おむつ購入費助成

常時紙おむつを使用している、在宅で寝たきりの高齢者がいる世帯に対して、紙おむつ購入費の一部を助成します。

☆対象者 以下のすべてに該当する方
┌ 要介護4・5
├ 市町村民税本人非課税
└ 常時紙おむつが必要

☆内容 年間40,000円相当を限度に助成券を交付します。指定する店舗でおむつ購入時に添付してください。

火災警報器等購入助成

火災発生時に迅速な対応ができるよう、既存住宅に設置する火災警報器の購入と設置に対して一部の費用を助成します。

☆対象者 市町村民税所得割非課税世帯で次のいずれかに該当する方
┌ ひとり暮らし高齢者
└ 高齢者のみ世帯

☆内容 申請後、町で交付する連絡票を指定する店舗へ持参することで、支払いの際に、購入金額の2分の1(3,000円を上限とする)が差し引かれます。

はり・きゅう・マッサージ 施術費助成

在宅で生活する方に対し、介護予防を目的とした健康増進と身体機能の低下予防のために、施術費の一部を助成します。

☆対象者 以下のすべてに該当する方
┌ 75歳以上
├ 要介護3～5以外
└ 大磯町に1年以上在住

☆内容 年間3枚の助成券(1枚1,500円相当)を交付します。施術を受けた指定する施術所に提出することで金額から差し引かれます。

訪問理美容出張費助成

在宅で生活する寝たきりの方で、理美容院に行くことができない方のために、自宅で理美容サービスを利用する際の出張費を助成します。

☆対象者 要介護4・5の方
障害程度区分1・2級の方

☆内容 年間6枚を限度に助成券(1枚1,000円相当)を交付します。出張訪問理美容を利用した際に、出張費相当が差し引かれます。

